

屋外焼却は法令等で禁止されています

屋外焼却は一部の例外を除き法令等で禁止されており、これに違反した場合「5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。

家庭等から発生したごみは焼却せず、決められた方法で処理するようにお願いいたします。

屋外焼却は火災や健康被害の原因になります

屋外焼却が原因となった火事が増えています。

また、屋外焼却により発生した煙により健康被害や洗濯物等を汚すなどの被害をもたらしたり、臭いにより周辺住民の生活に支障をきたしたりするなど、焼却を行っている人の想像以上に周辺の方々の迷惑になります。

直接罰が適用されない屋外焼却であっても、配慮をお願いします

農作業に伴う稲、麦わら等の焼却や焚火等の軽微なもの、どんど焼き等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却などは罰則の対象にはなりませんが、あくまで例外行為であり、原則は禁止であるということを十分に認識していただき、実施前に周辺の方に声をかける、風の強い日は実施しない、焼却を短時間にとどめるなど、良好な生活環境の保全に配慮するよう気を付けてください。

なお、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等を焼却することは、どんなに少量であっても例外行為には当たらず、罰則の対象となります。

また、例外行為に当たる場合であっても、周辺的生活環境を保全するうえで支障となる場合（道路に煙がかかり通行に支障がある、頻繁に実施している場合など）や、苦情などがあった時には改善や中止をお願いすることがあります。

剪定した枝木等（太さ 10cm 以下）は、長さ 50cm 以下に切って、片手で持てる程度に束ねて「燃やせるごみ」としてごみ集積所にお出しください。（一度に出せるのは 3 束までです。）直接広域クリーンセンターへお持ちいただく時も、長さ 50cm 以下に切ってお持ちください。なお、緑資源リサイクル施設にお持ちいただく時は、太さ 15cm 以下であれば長さの制限はありません。

一定の構造基準を満たしていない焼却炉は使用できません

ごみ焼却炉については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で厳しく構造基準が規定されています。この基準は規模、使用頻度、廃棄物の種類を問わず、全ての焼却炉に対し適用されます。

構造基準の規定は次のとおりですので、ドラム缶を使用した焼却や、ブロック塀等で囲った焼却炉等を使用することは現在できません。

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

禁止となる屋外焼却の一例

ドラム缶での焼却



土場及び素掘り穴等での焼却



簡易焼却炉での焼却



屋外焼却禁止の法令等

廃棄物処理法 第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

悪臭防止法 第15条

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

栃木県生活環境の保全等に関する条例 第15条

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、ゴム、皮革、合成樹脂、木材、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）、繊維（植物繊維を除く。）その他燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であって規則で定めるもの（以下この条において「燃焼禁止物質」という。）を屋外において燃焼させてはならない。

- 1 規則で定める燃焼炉を用いて行う燃焼禁止物質の燃焼
- 2 法令又はこれに基づく処分により行う燃焼禁止物質の燃焼
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない燃焼禁止物質の燃焼又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である燃焼禁止物質の燃焼として規則で定めるもの